

条 例

埼玉県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月二十九日

埼玉県知事 大野 元 裕

埼玉県条例第六号

埼玉県手数料条例の一部を改正する条例

第一条 埼玉県手数料条例（平成十二年埼玉県条例第九号）の一部を次のように改正する。

別表都市整備部の項第九十五号を次のように改める。

九十五	削除
-----	----

別表都市整備部の項第二百二十二号中「、第二百二十四号イ(2)」を「並びに第二百二十四号イ(2)」に改め、「並びに第二百二十六号イ(2)、ロ(2)及びハ(2)」を削り、同項第二百二十六号金額の欄イ(2)中「合計」の下に「（知事が別に定める建築物については、共用部分の床面積を除く。(一)から(四)まで、ロ(2)及びハ(2)において同じ。）」を加える。

第二条 埼玉県手数料条例の一部を次のように改正する。

第三条第十九号中「第七十六号」を「第七十八号」に改め、同条第二十号中「第七十七号」を「第七十九号」に改め、同条第二十一号中「第七十八号」を「第八十号」に改め、同条第二十二号中「第七十九号」を「第八十一号」に改め、同条第二十三号中「第八十号」を「第八十二号」に改め、同条第二十四号中「第八十一号」を「第八十三号」に改め、同条第二十五号中「第八十二号」を「第八十四号」に改め、同条第二十六号中「第八十六号」を「第八十八号」に改める。

別表危機管理防災部の項第九号中「六千六百元」を「七千二百円」に、「四千六百元」を「五千三百円」に、「三千七百元」を「四千二百円」に改め、同項第十号中「四千七百元」を「五千三百円」に改め、同項第十五号中「五千七百元」を「六千六百元」に、「三千八百円」を「四千四百円」に改め、同項第二十七号中「ものをいう。」の下に「以下この号、」を加え、「するもの」を「するもの」次に掲げる設備の区分に応じ、それぞれ次に定める金額（当該移動式製造設備について液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第四十九号）第三十七条の四第一項の許可を受けた者の許可の申請に対する審査にあつては、六千円）」に改め、同項第三十一号中「（昭和四十二年法律第四十九号）」を削る。

別表保健医療部の項第四十二号中「大麻取締法」を「大麻草の栽培の規制に関

する法律」に、「大麻取扱者免許の」を「大麻草採取栽培者免許の」に、「大麻取扱者免許申請手数料」を「大麻草採取栽培者免許申請手数料」に改め、同項第四十三号中「大麻取締法第十条第五項」を「大麻草の栽培の規制に関する法律第六条第三項」に、「大麻取扱者の」を「大麻草採取栽培者の」に、「大麻取扱者登録変更手数料」を「大麻草採取栽培者登録変更手数料」に改め、同項第四十四号中「大麻取締法第十条第六項」を「大麻草の栽培の規制に関する法律第七条第三項」に、「大麻取扱者免許証の」を「大麻草採取栽培者免許証の」に、「大麻取扱者免許証再交付手数料」を「大麻草採取栽培者免許証再交付手数料」に改める。

別表農林部の項第三十五号中「三百二十円」を「二百七十円」に改め、同項第四十五号から第四十七号までを次のように改める。

四十七	削除	
-----	----	--

別表農林部の項第四十四号を第四十六号とし、第三十七号から第四十三号までを二号ずつ繰り下げ、第三十六号の次に次の二号を加える。

<p>三十七 家畜伝染病予防法第三条の二第一項に規定する特定家畜伝染病防疫指針に基づき知事が認定する獣医師又は知事が登録する飼養衛生管理者が行う豚熱予防注射に係る豚熱予防液の管理</p>	<p>豚熱予防液の管理手数料</p>	<p>一頭分につき六十円</p>
<p>三十八 家畜伝染病予防法第三条の二第一項に規定する特定家畜伝染病防疫指針</p>	<p>豚熱予防液接種票交付手数料</p>	<p>一件につき五百六十円</p>

に基づき知事が
登録する飼養衛
生管理者が行う
豚熱予防注射に
係る豚熱予防液
接種票の交付

別表都市整備部の項第一号中「第百十八号イ及び第百二十三号イ」を「第百十九号イ及び第百二十四号イ」に改め、同項第五号中「第百十一号ハ、第百十八号ハ及び第百二十三号ハ」を「第百十二号ハ、第百十九号ハ及び第百二十四号ハ」に改め、同項第百二十七号中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則」を「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第三十四条第三項」を「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第三十四条第三項」に改め、同号を同項第百二十八号とし、同項第百二十六号中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」に改め、同号を同項第百二十七号とし、同項第百二十五号中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」に、「第百二十三号金額の欄ロ」を「第百二十四号金額の欄ロ」に改め、同号を同項第百二十六号とし、同項第百二十四号中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」に、「第百二十二号金額の欄」を「第百二十三号金額の欄」に改め、同号を同項第百二十五号とし、同項第百二十三号中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」に改め、同号を同項第百二十四号とし、同項第百二十二号中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」に、「第百二十四号イ(2)」を「第百二十五号イ(2)」に改め、同号を同項第百二十三号とし、同項第百二十一号中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」に、「第百二十七号」を「第百二十八号」に改め、同号を同項第百二十二号とし、同項第百二十号中「第百十八号金額の欄イ」を「第百十九号金額の欄イ」に、「第百十八号金額の欄ロ」を「第百十九号金額の欄ロ」に改め、同号を同項第百二十一号とし、同項中第百十九号を第百二十号とし、第百十四号から第百十八号までを一号ずつ繰り下げ、同

項第百十三号中「第百十一号金額の欄イ」を「第百十二号金額の欄イ」に、「第百十一号金額の欄ロ」を「第百十二号金額の欄ロ」に改め、同号を同項第百十四号とし、同項中第百十二号を第百十三号とし、第百十一号を第百十二号とし、同項第百十号中「第百十二号」を「第百十三号」に、「第百十三号」を「第百十四号」に改め、同号を同項第百十一号とし、同項中第百九号を第百十号とし、第九十六号から第百八号までを一号ずつ繰り下げ、第九十五号を削り、第九十四号を第九十六号とし、第九十一号から第九十三号までを二号ずつ繰り下げ、同項第九十号中「第八十五号」を「第八十七号」に改め、同号を同項第九十二号とし、同項中第八十九号を第九十一号とし、第七十三号から第八十八号までを二号ずつ繰り下げ、同項第七十二号中「（昭和二十五年政令第三百三十八号）」を削り、同号を同項第七十四号とし、同項第七十一号の次に次の二号を加える。

<p>七十二 建築基準 法施行令（昭和 二十五年政令第 三百三十八号） 第三百三十七条の 第十二第六項の規 定に基づく既存 建築物の大規模 修繕等の認定の 申請に対する審 査</p>	<p>既存建築 物の大規 模修繕等 に対する 敷地と道 路との関 係の建築 制限の緩 和に係る 認定申請 手数料</p>	<p>二万七千円</p>
<p>七十三 建築基準 法施行令第三百 三十七条の第十二 第七項の規定に基 づく既存建築物 の大規模修繕等 の認定の申請に 対する審査</p>	<p>既存建築 物の大規 模修繕等 に対する 道路内に おける建 築制限の 緩和に係 る認定申 請手数料</p>	<p>二万七千円</p>

附 則

1 この条例は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条の規定 公布の日

二 第二条中埼玉県手数料条例別表危機管理防災部の項第九号、第十号及び第十五号の改正規定 令和六年五月一日

三 第二条中埼玉県手数料条例別表保健医療部の項の改正規定 大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律（令和五年法律第八十四号）の施行の日

2 第二条の規定による改正後の埼玉県手数料条例別表危機管理防災部の項第九号、第十号及び第十五号の規定並びに同表農林部の項第三十五号の規定は、当該規定の施行の日以後にされる申請に係る手数料について適用し、同日前にされた申請に係る手数料については、なお従前の例による。